

新	旧
(インターネット取引をご利用のお客様用) <u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>	(インターネット取引をご利用のお客様用) <u>株式会社証券ジャパン</u>
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
(約款の趣旨) 第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 (現行どおり) 3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券約款・規程集</u>」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。	(約款の趣旨) 第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、<u>株式会社証券ジャパン</u>（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 (省略) 3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「<u>証券ジャパンの約款・規程集</u>」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。
第2条～第5条 (現行どおり)	第2条～第5条 (省略)
(譲渡の方法) 第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限り。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭	(譲渡の方法) 第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社<u>の営業所</u>を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社<u>の営業所</u>を経由して行われるものに限り。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、

新	旧
及び金銭以外の資産の交付が当社を經由して行われる方法により行うこととします。	当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社 <u>の営業所</u> を經由して行われる方法により行うこととします。
第7条 (現行どおり)	第7条 (省略)
(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) 第8条 (現行どおり) ① (現行どおり) ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を經由して行われないものに限りま す。)又は贈与をしないこと ③ (現行どおり)	(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) 第8条 (省略) ① (省略) ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社 <u>の営業所</u> を經由して行われないものに 限ります。)又は贈与をしないこと ③ (省略)
第8条の2～第14条 (現行どおり)	第8条の2～第14条 (省略)
(譲渡の方法) 第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を經由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を經由して行われるものに限りま す。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を經由して行われる方法により行うこととします。	(譲渡の方法) 第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社 <u>の営業所</u> を經由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社 <u>の営業所</u> を經由して行われ るものに限りま す。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社 <u>の営業所</u> を經由して行われる方法により行うことと します。
第16条 (現行どおり)	第16条 (省略)

新	旧
(課税管理勘定の金銭等の管理) 第 17 条 (現行どおり) ① (現行どおり) ② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を經由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと ③ (現行どおり)	(課税管理勘定の金銭等の管理) 第 17 条 (省略) ① (省略) ② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を經由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと ③ (省略)
第 18 条～第 26 条 (現行どおり)	第 18 条～第 26 条 (省略)
(非課税口座のみなし開設) 第 27 条 2024 年以後の各年(その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 (現行どおり)	(非課税口座のみなし開設) 第 27 条 2024 年以後の各年(その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 (省略)
第 28 条 (現行どおり)	第 28 条 (省略)
(合意管轄) 第 29 条 この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。	(合意管轄) 第 29 条 この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。
第 30 条 (現行どおり)	第 30 条 (省略)

以上